

☆ 評価結果の通知 : 2022 年 8 月 16 日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : マレーシア入国後、隔離期間無しに現地業務を行うために、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種を終えている必要があります。

6. 業務の背景

マレーシアは世界第 2 位のパームオイル生産国であり、2010 年には約 8000 万トン、2025 年までに 1 億乾燥トン以上の生産に達すると推計されている。パームオイルは植物性油のうち、農地面積当たりの収量が多く最も生産性が高いことから、今後も継続的に発展を遂げる産業であると見込まれており、2021 年 10 月に発表された「第 12 次マレーシア計画」(2021-2025)においても地方経済の活性化を図る上で重要な産業の一つとして位置付けられている。その一方で、パームオイル産業は森林破壊、泥炭地開発、水質汚濁、悪質な労働環境による人権侵害など様々な問題が指摘されており EU 等ではパームオイルに対するネガティブキャンペーンも行われている。こうした状況を受け、環境や社会に配慮した持

続可能な産業への移行が喫緊の課題となっている。

このような状況のもと、マレーシア工科大学と名古屋工業大学が過去に実施した炭素材料および分離膜の共同研究成果を生かし、パームオイル搾油廃水の処理・資源再生のための技術開発に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、「SATREPS」という）事業がマレーシア政府から要請された。パームオイル搾油廃水は、パームオイル製造過程において使用される水の約半分を占めるものであり、周辺河川の水質汚濁を引き起こす原因となっている。さらに、その処理のために多大なエネルギーが使用されているが、パームオイル搾油廃水には多量のバイオマスが含まれており、その活用に向けた技術革新が求められている。本事業は、パームオイル搾油廃水の処理と潜在的なバイオマスエネルギー回収を両立し、パームオイル搾油廃水に新たな付加価値を生み出すものであり、持続可能なパームオイル産業への転換に貢献するものである。

本調査においては、同国政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案含む）を策定するとともに先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題に対する科学技術協力事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理する。また、協力計画策定のために必要な以下の調査を行うとともに協力計画の作成（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案含む）に協力する。さらに、本業務従事者は、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022年9月上旬～2022年9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。

- ③ 評価分析に係る詳細計画策定調査対処方針案を検討し、必要に応じ、マレーシア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成しJICAに提出する。また、現地で入手すべき資料を整理する。質問票は、JICAを通じて先方関係機関へ配布することを想定している。
- ④ 評価6基準の観点を踏まえ、プロジェクトのPDM案、PO案および事業事前評価表（案）の検討に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地派遣期間（2022年9月下旬～2022年10月中旬）

- ① JICAマレーシア事務所等との打合せに参加する。
- ② マレーシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの協力計画案（PDM案、PO案、プロジェクトの協力期間、実施体制）、討議議事録案（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAマレーシア事務所等に報告する。
- ⑧ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 10 月下旬～2022 年 11 月中旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を取りまとめるとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022 年 11 月 18 日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月25日～10月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

新型コロナウイルス感染対策に関し、マレーシア入国時には、ワクチンを3回接種済みの場合、隔離不要です(2022年6月1日時点)。本件では、現地業務期間中に隔離期間を含めず上記日程で実施することとします。

② 業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下の予定です。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 研究総括 (名古屋工業大学)

エ) 研究補佐 (日本側研究機関からの参加を想定)

オ) 研究企画1 (国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST))

カ) 研究企画2 (同上)

キ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マレーシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ・マレーシア国内移動：

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)、マレーシア国内移動 (クアラルンプール⇄ジョホールバル) にかかるフライト手配・提供

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理グループ代表アドレス (gegem@jica.go.jp) から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。

●要請書(英文)

- ② 本業務及び類似案件に関する以下の資料が JICA 等のウェブサイトで公開されています。

●2021 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/press/2022/20220519_41.html

●研究課題の概要

<https://www.jst.go.jp/global/kadai/list.html>

●(SATREPS) マレーシア国生物多様性保全のためのパーム油産業によるグリーン経済の推進プロジェクト (2013～2017)

<詳細計画策定調査報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014919.html>

<中間レビュー評価報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026038.html>

<業務完了報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025353.html>

<終了時評価報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034710.html>

<事業事前評価表>

JICA 事業評価検索から検索可能です

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

●(SATREPS) オイルパーム農園の持続的土地利用と再生を目指したオイルパーム古木への高価値化技術の開発プロジェクト (2019～2024)

<事業事前評価表>

JICA 事業評価検索から検索可能です

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

民間連携事業における関連案件として以下が存在しています。

●案件化調査(中小企業支援型) マレーシア国パームオイル工場の排水処理高度化・循環利用案件化調査(公示年度 2013)

<報告書(その1)>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h25/pdfs/3a29-1.pdf

<報告書（その2）>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h25/pdfs/3a29-2.pdf

●インドネシア国パーム油工場でのバイオガス回収を伴う高濃度排水処理に係る案件化調査（公示年度 2017）

<業務完了報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000043256.pdf>

●普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）マレーシア国パームオイル工場の排水処理高度化・資源循環利用普及・実証事業（公示年度 2013）

<業務完了報告書>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12291571.pdf>

③契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動

手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上